

涌谷町障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第2号の規定に基づき、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付する事業を実施することにより、日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、涌谷町とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる用具の種目は、別表に掲げる用具とする。

- 2 給付対象者は、身体障害者手帳等を有する者で、町内に住所を有し在宅で生活をする者又は法第19条の規定に基づき町長が支給決定を行った施設入所者等で、別表の対象者欄に掲げる重度の身体障害者、身体障害児、知的障害者、知的障害児、精神障害者又は難病患者等とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者を除く。
- 3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表の耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。
- 4 用具の貸与の対象者は、前項に掲げる障害者等であって、町民税非課税世帯に属する者とする。

(給付等の申請)

第4条 用具の給付等を受けようとする対象者又はその者を扶養する者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付(貸与)申請書(様式第1号)により申請するものとする。

(給付の決定)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、速やかに必要な調査等を行い、日常生活用具給付(貸与)調査書(様式第2号)を作成し、給付の要否を決定しなければならない。

- 2 町長は、前項の調査により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付(貸与)決定・却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付(貸与)券(様式第4号。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売等を業とする者(以下「業者」という。)に依頼して行うものとする。

- 2 前条第2項の規定により用具の給付を受けることとなった者(以下「利用者」という。)は、業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(用具の貸与)

第7条 第3条第4項の規定により用具の貸与の決定を受けた障害者等又はその申請者は、町長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 前項の規定による用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに町長が第10条第1項各号に規定する貸与の取消しの決定を行わない時は、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(利用者の負担)

第8条 給付決定者等は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定により支払う額は、法第76条に基づく補装具費の支給の例のよるものとする。

3 利用者は、前2項の規定により算出した額を業者に直接支払うものとする。

(費用の請求)

第9条 用具を納入した業者が、町に当該用具に係る費用を請求するにあたっては、給付券を添付するものとする。

2 業者が請求できる額は、用具の購入に要する費用から、利用者が直接業者に支払った額を控除した額とする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表基準額欄に定める額を限度とする。

(貸与の取消し)

第10条 町長は、用具の貸与を受けた者（以下「用具貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

(1) 第3条第2号の規定による対象者で無くなったとき。

(2) 障害者等で無くなったとき。

(3) 障害者等が死亡したとき。

2 町長は、前項の規定による貸与の取り消しを行う時は、日常生活用具貸与取消通知書（様式第5号）により用具貸与者に通知するものとする。

(排泄管理支援用具給付の特例)

第11条 町長は、排泄管理支援用具の給付については申請者の手続きの利便を考慮し、次のとおり給付券を一括して交付することができるものとする。ただし、当該年度末までの分を超えないものとする。

(1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表の基準額（月額）の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍（2ヶ月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申請1回につき半年分を一括交付すること。

2 第7条に規定する利用者の負担については、1回の申請における排泄管理支援用具の購入に要する費用について算出するものとする。

(返還等)

第12条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。

2 町長は、用具の給付を受けた者が、その目的に反して当該用具を使用したと認めるときは、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第13条 町長は、用具の給付の状況を明確にするための「日常生活用具給付台帳」(様式第6号)を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 涌谷町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成17年要綱13号)及び涌谷町重度障害児・者身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成17年要綱14号)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現にある廃止前実施要綱の様式で取扱上著しく支障の無いものについては、当分の間、この要綱の規定によるものとみなす。